平成２２年（フ）第５４３号
徳島県板野郡北島町高房字東川田11番地８
債務者　鈴江　克是
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６９号
徳島市上吉野町１丁目17番地の６　リバーサイドマンション305号室
債務者　小西　克典
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１１号
徳島県板野郡松茂町中喜来字中瀬西ノ越57番地、旧住所徳島県板野郡北島町中村字竹ノ下25番地18
債務者　古田　耕司
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１２号
徳島県板野郡松茂町中喜来字中瀬西ノ越57番地、旧住所徳島県板野郡北島町中村字竹ノ下25番地18
債務者　古田真由美
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３８号
盛岡市西見前12地割16番地１　市営柿の木アパート１号館401号
債務者　小松　良二
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１３９号
盛岡市西見前12地割16番地１　市営柿の木アパート１号館401号
債務者　小松ヨシ子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１６０号
岩手県盛岡市緑が丘２丁目11番28号
債務者　野村　仁志
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第７３号
富山市中川原203番地12
債務者　森山　春和
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７５号
富山市水橋開発335番地１
債務者　蒲田　正子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１号
高知県四万十市駅前町12番16号　アルカディア201
債務者　川越　由美（旧姓矢野）
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第１９号
高知県宿毛市中央２丁目４番17―16号
債務者　岡林　清二
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第２１号
高知県四万十市西土佐江川崎401番地、前住所愛媛県松山市衣山２丁目６番36号　グリーンコート衣山102号
債務者　竹本　純三
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第３２号
高知県宿毛市片島15番27―８―１号
債務者　門谷　史子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第１０３４号
熊本市春日７丁目15番２号
債務者　岡本しのぶ
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１０４号
熊本県阿蘇郡西原村大字布田1017番地
債務者　本谷　　渡
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１２７号
熊本市尾ノ上３丁目15番22号
債務者　楠田　秀子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１５９号
熊本市帯山８丁目５番75号
債務者　芹川　潤子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部